

山形県視覚障がい者情報センター

施設概要

令和7年6月

山形県

目 次

1	施設の概要	1
2	利用者の状況	2
3	利用時間	2

1 施設の概要

(1) 沿革

- 昭和 53 年 4 月 現在地に点字図書館を開設
- 昭和 53 年 11 月 朗読奉仕員養成講座開設
- 昭和 61 年 11 月 「声の図書館だより」 発刊 年 4 回 1 回 450 巻
- 平成 4 年 2 月 JB ニュース開始
- 平成 5 年 7 月 プライベートサービス開始
- 平成 6 年 11 月 全国の点字図書館の蔵書検索、パソコン点訳データの送受信開始
- 平成 7 年 4 月 「達訓」（視覚障害者用文章朗読システム）の導入
- 平成 11 年 7 月 CD 図書貸出開始
- 平成 12 年 1 月 デジタル録音図書（CD 図書）編集ボランティア養成講習開始
- 平成 12 年 4 月 音声による新聞情報提供システム（電話ナビゲーション）導入
- 平成 13 年 4 月 ないーぶネットインターネット移行図書管理システム導入
- 平成 14 年 6 月 リーディングシステムサービス開始（対面による音訳サービス）
- 平成 15 年 4 月 施設の運営を社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会に委託
- 令和 7 年 4 月 施設の名称を「山形県視覚障がい者情報センター」に改める

(2) 施設の設置目的

視覚障がい者情報センターは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。）第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設として山形県視覚障がい者情報センター条例（昭和 48 年 3 月県条例第 16 号）に基づき山形県が設置している施設で、次の役割を担っています。

ア 点字図書、録音図書等を通して、視覚障がい者の教養と文化の向上に資するとともに、情報提供の拡大及び迅速化により視覚障がい者の福祉の増進に寄与する。

イ 点字図書、録音図書等のより一層の充実を図るため、点訳、音訳奉仕員等のボランティアとの連携及び協調を推進し、住民参加の社会福祉施設として視覚障がい者の文化及び情報環境の向上を図る。

(3) 所在地

山形県山形市十日町一丁目 6 番 6 号

(4) 施設規模

ア 構造 鉄筋コンクリート造（2 階建）

イ 延床面積 518 m²（1 階 268 m²、2 階 250 m²）

ウ 設備概要

水道設備、排水設備、電灯設備、通風装置（換気扇）、消防用火災報知機 3 基、昇降機 1 基

エ 備品概要

備品 70 品目

2 利用者の状況

(1) 利用登録者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
547人	547人	548人

(2) 点字図書及び録音図書の利用人数（実利用人数）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
点字図書	20人	14人	21人
録音図書	106人	79人	96人
計	126人	93人	117人

- (3) 蔵書数
- | | | |
|---------------|-----------|---------|
| ア 点字図書 | 8,156タイトル | 26,292冊 |
| イ 点訳データ | 1,977タイトル | 8,098本 |
| ウ 録音図書 | 5,376タイトル | 31,998巻 |
| エ CD図書 | 5,469タイトル | |
| オ マルチメディアデイジー | 188タイトル | |

- (4) 登録奉仕員数 132人

- (5) ボランティア団体 4団体

- ア 山形点訳赤十字奉仕団
イ 山形県立点字図書館音訳奉仕グループ
ウ 山形県立点字図書館音訳校正奉仕グループ
エ テキストデイジーグループ

※ 上記(3)～(5)は令和6年4月1日時点

3 利用時間

利用時間は、次のとおりとします。

(1) 開館日

次の各号に定める日以外の日

- ① 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後5時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めた時は、あらかじめ県の承認を受けて、臨時にその管理する点字図書館を開館し、又は休館することができます。